

議第105号

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

平成23年 9月27日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

弔慰金の支給を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。ただし、第6号に掲げる者にあつては、死亡した者の死亡当時における第1号から第5号までに掲げる者のいずれもが存しない場合に限る。

第4条第1項第1号中「配偶者」の右に「(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

第4条第2項を次のように改める。

2 弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とする。ただし、死亡した者の死亡当時主としてその者の収入により生計を維持していた遺族がある場合は、当該遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

第4条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条

第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、同順位の遺族間の順序については、次の各号に掲げる遺族の区分に応じ、当該各号に掲げる順とする。

(1) 父母 養父母，実父母の順

(2) 祖父母 養父母の養父母，養父母の実父母，実父母の養父母，実父母
の実父母の順

(3) 前2号に掲げる遺族以外の遺族 死亡した者の死亡当時その者と同一
の世帯に属していた者，その他の者の順

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京都市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金について適用する。

提案理由

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、兄弟姉妹のうち一定の要件を満たす者を加える等の必要があるので提案する。